

音楽著作権の現状と問題点

07L4256 山本英孝

1. 著作権とは

財産的利益に関する権利である著作権と、人格的利益に関する権利である著作者人格権の二つから成り立っている。

2. 音楽著作権

(1) 作詞家・作曲家の権利

作詞家・作曲家は作成した曲の著作権を持つが、日本では著作権管理を容易にするため、音楽出版社などに譲渡している場合が多い。

(2) アーティストの権利

曲を演奏すると著作権が発生する。

(3) レコード会社の権利

レコードを製作すると著作権が発生する。

3. JASRAC

JASRAC (社団法人日本音楽著作権協会) は国内の作詞者、作曲者、音楽出版者、などの権利者から著作権の管理委託を受け、利用者から著作物の使用料を受け取り、それを著作者に分配している。1939 年仲介業務法の制定から 2000 年の著作権管理事業法施行まで音楽著作権の管理事業を独占的に行っていた。現在は他の管理事業者も存在するが、引き続き独占的な地位を保っている。

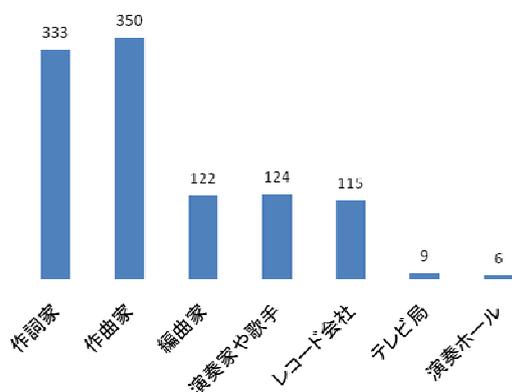
4. 音楽著作権についてのアンケート調査

学生の音楽著作権についての認識度・理解度を調査するため、アンケートを実施した。愛知大学の講義「健康行動論」(2010 年 11 月 5 日 2・3・4 限、岡本 浄実 先生)で配布し、その場で回収した。500 枚配布し、419 枚回収した。

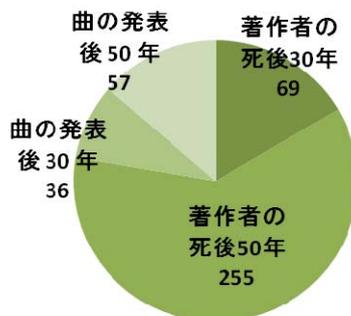
回答者の所属は文学部、経済学部が 4 割弱、残りが国際コミュニケーション学部、学年は主として 1 年生であった。

5. アンケート結果の要点

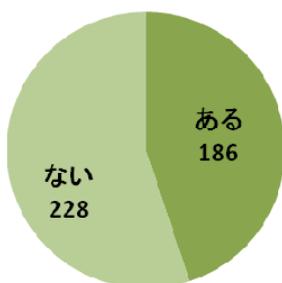
誰が著作権を持つか



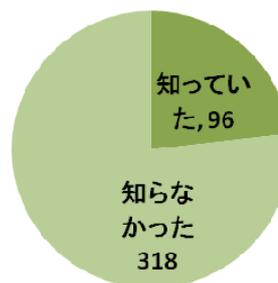
著作権保護期間の理解度



JASRACの名前を聞いたことがあるか



JASRACが音楽著作権料を集めているのを知っていたか



6. 考察

アンケート全体を通して学生の著作権への意識は低いと言える。音楽を利用するときに許諾が必要な場合や、JASRACの業務などを理解せずに音楽を利用すると、著作権を侵害してしまう恐れがあるのではないかと感じた。著作者のため文化庁やJASRACが中心となり利用者に、より音楽著作権を普及させ、利用者が正しく著作物を利用することで、音楽文化はより発展していくと考える。

7. おわりに

授業中でのアンケート調査に協力いただいた、愛知大学非常勤講師岡本浄実先生に感謝いたします。